

協 議 書

令和 年 月 日

士 別 市 長 様

住所

氏名

印

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条第 1 項及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第 4 条の規定により、次のとおり協議します。

記

1. 工事名 _____

2. 協議内容 別紙のとおり

(別 紙)

1. 再資源化等に要する費用（直接工事費） _____ 円（消費税及び地方消費税抜き）
（注） 運搬費を含む。

2. 解体工事に要する費用（直接工事費） _____ 円（消費税及び地方消費税抜き）
（注） ①解体工事の場合のみ記載する。
②解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
③仮設費及び運搬費は含まない。

3. 分別解体等の方法

(1) 建築物 (□解体 □新築・増築 □修繕・模様替)

工程	作業内容	分別解体等の方法
①建築物に付属するものの取り外し	解体工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
②本体及び基礎の取り壊し		
特定建設資材廃棄物	作業内容	分別解体等の方法
コンクリート塊	解体工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
アスファルト・コンクリート塊	解体工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
コンクリート及び鉄からなる建設資材 (プレキャスト鉄筋コンクリート版等)	解体工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
木 材	解体工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

(2) 建築物以外のもの

工程	作業内容	分別解体等の方法
①工作物に付属するものの取り外し	解体工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
②本体及び基礎の取り壊し		
特定建設資材廃棄物	作業内容	分別解体等の方法
コンクリート塊	解体工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
アスファルト・コンクリート塊	解体工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
木 材	解体工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

4. 再資源化等をする施設の名称及び

特定建設資材廃棄物	施 設 の 名 称	所在地